

公益財団法人東京しごと財団
企業支援部

企業向け 支援事業

雇用環境整備事業

＜人材の確保・育成＞
＜職場環境整備＞
のご案内

詳細はホームページをご確認ください



企業向けメールマガジン配信中！



令和7年度（2025年度）目次

受付状況はホームページをご確認ください

目次	1
----	---

人材の確保・育成

中小企業人材確保総合サポート事業	2-4
DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業	5
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	6
ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金	7
スキルアップ支援事業	8
NEW リスキリング・キャリアデザイン応援事業	9

職場環境整備

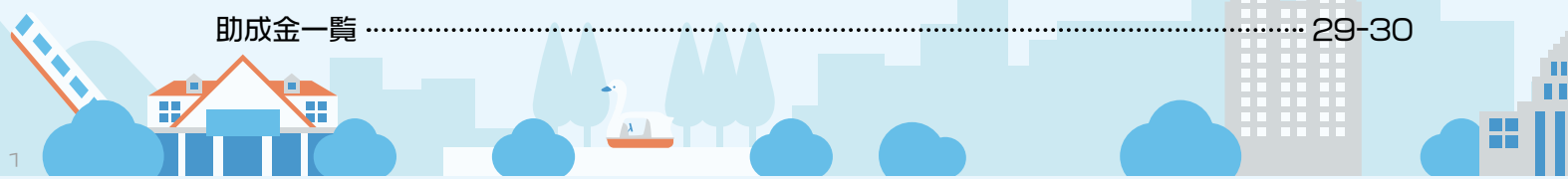
NEW テレワークトータルサポート助成金	10
テレワーク定着強化奨励金	11
サテライトオフィス勤務導入奨励金	12
NEW ワークেশョン勤務導入奨励金	13
NEW ABW オフィス促進助成金	14
NEW 手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金	15-16
女性の活躍推進助成金	17
NEW 男女間賃金格差改善促進奨励金	18
NEW 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金	19-20
働くパパママ育業応援奨励金	21-22
介護休業取得応援奨励金	23
NEW カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金	24

各拠点

TOKYO シェアオフィス墨田	25
ソーシャルファーム支援センター	26
プラチナ・キャリアセンター	26

その他

利用目的別一覧	27
東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩	28
助成金一覧	29-30



中小企業人材確保総合サポート事業

企業の「人材確保・人材活用」に関する
お悩みや課題解決をサポートします！



ご利用
無料

●人材確保相談窓口

専任の相談員が、採用活動に関する様々なお悩みやご要望を伺い、労働市場の現状や採用活動に関する基礎知識等の助言を行います。
また、人材確保に向けて適切な支援メニューをご案内します。



●専門相談窓口（専門・中核人材／副業・兼業人材）

- ・専門スキルを持った人材や企業活動の中核となる人材に関するご相談に対応
- ・自社の従業員の副業・兼業の承認や、社外の副業・兼業人材の受入等に関するご相談に対応

各相談窓口利用時間 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く) ※事前予約制 (土日・祝日、年末年始は休業)

●セミナーの開催

「中小企業ならではの」人材確保・活用策等についてセミナーを開催します。自社の採用戦略の検討や課題整理の機会としてぜひご利用ください。

・人材確保セミナー(年10回)

※テーマは一例です

実践的な**採用ノウハウ**について

- 求職者から選ばれる求人票
- 入社意欲を高める面接の手法 等

若年者採用のポイント

- 若年求職者を取り巻く労働市場の動向
- ウェブサイトや SNS 等を活用した採用活動 等

・多様な人材活用セミナー(年7回)

※テーマは一例です

女性の採用・活用

育児等で時間に制約がありつつも、高い能力や経験を持つ女性を採用・活用する際のポイント等

シニア人材の採用・活用

豊富な知識や経験を持つシニア人材を自社にマッチした即戦力として活用する際のポイント等

・副業・兼業人材活用セミナー(年2回)

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や副業・兼業人材の受入・活用についての有効性、実施手法（就業規則の整備・労務管理の方法など）等に関するセミナー

・業界課題に対応した人材確保好事例セミナー(年1回)

人材確保に関する課題解決に取り組んだ企業の具体的事例から採用に役立つヒントを見つけるセミナー

・スタートアップ企業向け人材確保課題解決セミナー(年1回)

スタートアップ企業の採用課題の解決方法について事例等を交えて解説するセミナー

※参加要件等の詳細はホームページにてご確認ください

「セミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員が300人以下の企業

●人材確保コンサルティング

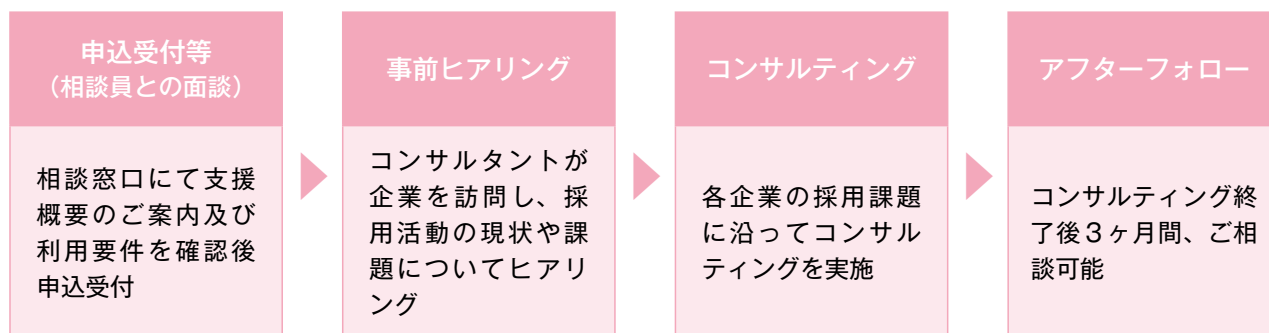
コンサルタントが企業を訪問し、採用に関するお悩みの解決に向けたアドバイスを行う等、最大5回（オウンドメディアを活用した戦略的な採用支援を希望するなど、一定の要件に該当する場合は最大7回まで）のコンサルティングを実施することにより、「採用力向上」、「人材確保」を支援します。

※最大7回までのコンサルティングの実施要件等詳細は、人材確保相談窓口、または、事前ヒアリング実施時にご確認ください

・支援テーマ例

課 題	支 援 内 容
求人を出しても応募がない	○自社の魅力の棚卸（他社との差別化） ○求職者の目に留まる求人票の記入方法
自己流で面接している	○「選ばれる面接官」のポイント解説 ○入社意欲が高まる面接コミュニケーション
採用しても長続きしない	○求める人材像の再整理 ○自社にマッチする人材の見極め方法
オウンドメディアを活用したい	○導入メリット・デメリットの解説 ○オウンドメディアを活用した採用プロセス
採用者の受入準備策を学びたい	○組織内での「コミュニケーション」について ○1 on 1 面談のあり方

・ご利用の流れ



※コンサルティングを実施した際には、「都内ハローワーク」や「東京しごとセンター」等の公的施設を利用した求人申込みのサポートを行います（求人内容について要件あり）

「人材確保コンサルティング」利用対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員が300人以下の企業であること
- 求人票を出している、または出す予定のある企業等（業務委託及び人材派遣を除く）

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

●人材戦略構築支援

人材の採用や定着、能力開発等について、中長期的視点にたった人材戦略の構築や人材マネジメントの取組を支援します。

・経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」

都内中小企業等の経営者等を対象に、人材戦略を構築するための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していくための具体的な方法を考察できるセミナーを実施します。

【各分野の第一人者を講師に迎えた4日間のセミナー】

「人材戦略」「採用戦略」「戦略人事」「人材戦略応用」4つのテーマを1回3時間、合計12時間で効率よく体系的に学べます。

ステップ	テーマ：キーワード
1日目	人材戦略：MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）の基本的な考え方と策定・浸透方法
2日目	採用戦略：採用・育成・組織設計を一貫した戦略として捉える視点
3日目	戦略人事：戦略的人材マネジメントが果たす役割の理解と、その実行に向けた実践的な考え方
4日目	人材戦略応用：経営戦略と人材戦略の関係性への理解

「経営者向けセミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員が300人以下の中小企業経営者等

・人材戦略コンサルティング

上記「人材戦略集中講座」に参加した企業に対し、専門家の訪問によるコンサルティングを最大5回行い、人材戦略構築のための実際の取組について支援します。（希望制）

「人材戦略コンサルティング」利用対象

- 経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」に参加し、一定程度、人材戦略構築・人材マネジメント等について学習した企業

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

★各セミナーの開催日時やコンサルティングについて等、詳細はホームページにてご確認ください。



📞 お問い合わせ

人材確保支援係：03-5211-2174

🌐 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jinzaikakuho/index.html>

東京しごと財団 人材確保相談



DX・GX時代を担う 専門・中核人材戦略センター事業

企業の課題解決や成長・発展のための
人材確保を支援します！



●事業概要

DX・GXの推進をはじめ、事業分野の拡大、販路拡大、生産性の向上等の経営課題の解決や成長・発展のために必要となる専門・中核人材の確保を支援します。豊富な知識・経験を持つ人材戦略マネージャーが企業を訪問し、課題を把握・整理し、必要な人材について具体化を図り、連携人材サービス事業者と連携してマッチングをサポートします。

●支援対象企業

東京都内に事業所のある、企業全体で常時雇用する従業員が300人以下の中小企業等

※その他にも要件があります ※詳細はお問い合わせください

●主なサービス内容

・相談窓口

専門・中核人材の確保等に関するご相談への対応や、情報提供を幅広く行います。

・企業訪問

人材戦略マネージャーが企業を訪問し、経営課題を把握・整理した上で課題解決に必要な人材を明確にし、連携人材サービス事業者とのマッチングの機会を創出する等、専門・中核人材の確保を支援します。

・人材確保に要する費用の一部助成

専門・中核人材の確保に要した人材紹介手数料等、費用の一部を助成します。

雇用形態	助成率
フルタイム（正規雇用等）	1／2（限度額 100 万円）
副業・兼業	2／3（限度額 50 万円）

・啓発セミナー

企業の課題解決のために必要な専門・中核人材の活用等に関するセミナーを開催します。

・交流会

大企業等で培ったノウハウ・経験を持つ人材と都内中小企業等が交流する場を設けます。

★事業の詳細についてはホームページにてご確認ください。

📞 お問い合わせ

専門・中核人材戦略支援担当係：03-5211-0399

※上記サービスは全て事前予約制です

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/senmon-chukaku/senjin-center/index.html>

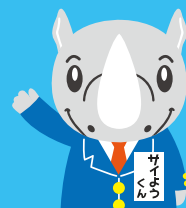


専門中核



中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業

建設・IT・ものづくり企業の
若手技術者採用に役立ちます！



建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等における技術者の確保と定着を支援するため、奨学金の貸与を受けている大学生等が技術者として就職して1年間継続して在籍した場合、東京都と中小企業等がそれぞれ出えん金を負担し、(公財) 東京しごと財団が奨学金返還費用の一部を奨学金貸与団体に直接支払う方法によって助成します。

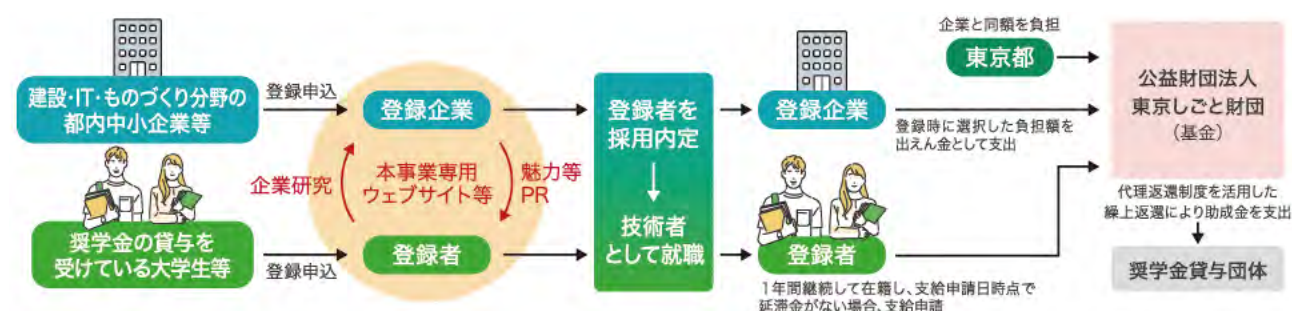
● 支援の対象企業

技術者（※1）の若手人材の採用予定がある建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等（※2）

（※1）厚生労働省編職業分類における「02 研究・技術の職業」の職種

（※2）本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等、若しくは大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等

● 事業の流れ



- ・ 本事業の利用を希望する中小企業等及び大学生等は、それぞれ登録が必要です。
- ・ 各企業において、本事業の利用を希望する大学生等を選考し、採用を決定します。
- ・ 技術者として採用した登録者が1年間継続して在籍後、当該本人の申請を経て、登録企業が登録時に選択した負担額を出えん金として支出するとともに東京都も同額を負担することで、奨学金返還費用相当額の一部（又は全部）を最大3年間にわたり助成します。

● 奨学金返還助成額【うち企業負担額】

①～③までのうち、希望する額を選択していただきます。なお、東京都も企業が負担した額と同額を負担します。

① 年10万円 [年5万円] × 3年 ② 年24万円 [年12万円] × 3年

③ 年50万円 [年25万円] × 3年

● 登録企業募集期限 令和7年12月18日（木）17時※必着

募集要項・申込様式等はホームページまたは本事業専用ウェブサイトをご確認ください。

📞 お問い合わせ 採用定着促進支援担当係 03-5211-1080

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/scholarship/scholarship.html>

🌐 特設サイト <https://tokyo-scholarship-support.jp/>
(本事業専用ウェブサイト)



しごと財団 奨学金返還支援 🔍

ES（社員満足度）向上による 若手人材確保・定着事業助成金

従業員の ES（社員満足度）向上による 中小企業の若手人材確保・定着を支援します！



住宅・食事・健康に関する福利厚生充実による従業員の ES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組をサポートします。

●事業内容

①専門家の派遣（1社あたり最大3回）**無料**

福利厚生充実による若手人材の確保・定着を目指す中小企業等に、社員満足度向上等に関する知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します。

②ES(社員満足度)を高める取組への費用助成

①を受けて取組計画を作成し、ES 向上に向けた取組（住宅の借上げ・食事等の提供・健康増進サービスの提供）を行った中小企業等に対して経費を最大3年間助成します。

●対象事業者の主な要件

以下のア～ウの全てを満たす都内中小企業等

ア．全従業員に占める若手従業員（35歳未満）の割合が30%以下であること

イ．過去3年間を通じた若手従業員の合計の採用数が、全従業員数の10%以下であること

ウ．直近1年間に若手人材を含む求人活動を行っていること

※他にも要件がございます。詳細はホームページをご確認ください。

●助成内容

取組計画を作成して、ES（社員満足度）向上の取組として以下の（1）～（3）のうち2つ以上実施した企業に、経費を助成します。

（1）住宅の借上げ	35歳未満の従業員を対象とした住宅の借上げに係る経費	上限200万円／年
（2）食事等の提供	事業所内で従業員に提供する食事等のサービスに係る経費	上限50万円／年
（3）健康増進サービスの提供	従業員の健康増進を目的としたサービスの提供に係る経費	上限50万円／年

●事業の流れ

※  の部分を助成対象事業者が行います。



 お問い合わせ

採用定着促進支援担当係：03-5211-0397

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/es/gaiyo.html>

 特設サイト

<https://www.es-koujou.jp>



ES 向上助成金



スキルアップ支援事業

従業員のスキルアップに係る
研修経費の一部を助成します！



対象事業者
拡大！

中小企業人材スキルアップ支援事業

企業における従業員の職業能力の開発、向上を促進するため、都内の中小企業等が従業員に対して行う研修に係る経費の一部を助成します。

●事業概要

	事業内スキルアップ助成金	事業外スキルアップ助成金	D×リスクリング助成金
実施形式	自社内で企画・実施 集合型（オンライン利用可）※1	教育機関が実施 集合型（オンライン利用可）又はeラーニング※2	教育機関が実施 D×関連の研修
助成額・助成率	助成対象受講者数×研修時間数×760円	受講者1人1研修あたりの受講料等の1/2（上限25,000円）※3	受講者1人1研修あたりの受講料等の3/4（上限75,000円）
助成上限額	事業内・事業外 合計 150万円／社・年度		100万円／社・年度
申請回数	交付決定金額の上限に達するまで複数回の申請が可能／社・年度		
研修要件（抜粋）	【各助成金の募集要項をご確認ください】 ・有給で研修を実施している ・OFF-JT ・事業主が研修受講に係る経費を全額負担している 等		
研修時間	3時間以上10時間未満／1研修あたり		
修了要件	総研修時間数の8割以上受講していること		

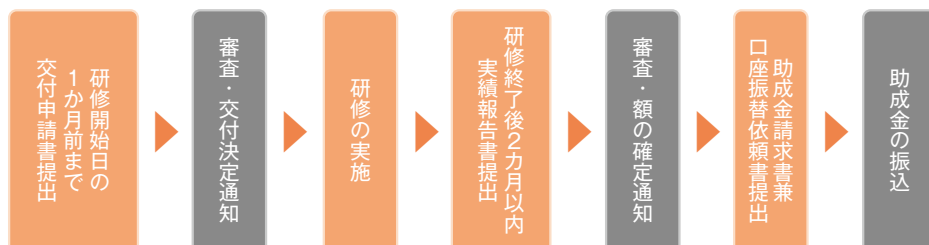
※1 集合型とは受講者が所定の時間に一斉に受講する研修

※2 eラーニングとはオンライン上で配信されるテキストや動画を活用し受講者が任意の時間に受講する研修

※3 ただし、非正規雇用労働者が助成対象受講者全体の2割以上を占める場合又は小規模企業者の場合は受講料等の2/3（上限25,000円）

●手続きの流れ

オレンジ色の部分が
申請者に行っていただく
手続きです。



育業中スキルアップ支援事業

育業中のスキルアップを希望した従業員が研修を受講した際に、その受講料等を支援する企業に対し、経費の一部を助成することにより育業を後押しします。

●事業概要

- ・助成対象：都内企業等
- ・助成内容：育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成
- ・助成率：2／3（大企業は1／2）
- ・助成上限額：100万円／社・年度
- ・対象経費：受講料 研修受講時の託児サービス利用料等



お問い合わせ

スキルアップ支援係：03-5211-0391

ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/skillup/skillup.html>



スキルアップ しごと財団

リスキリング・キャリアデザイン応援事業

従業員のリスキリングの
環境整備に取り組む企業を
応援します！



奨励金額

最大 **40** 万円支給

従業員のリスキリングの環境整備に取り組む都内中小企業等に対し、専門家派遣や奨励金の支給を行い、企業の労働生産性の向上と誰もが希望に応じて学びなおすことができる職場環境づくりを後押しします。

●事業概要

- ・支援対象：常時雇用する労働者数が 300 人以下の都内中小企業等
※その他の要件は特設 WEB サイトにてご確認ください



- ・支援内容（１）専門家派遣… 1 社あたり最大 2 回まで ※うち 1 回は必須
リスキリングやキャリアデザインを支援するための人材育成や、スキルの習得支援制度・活用制度等整備について社会保険労務士等の専門家が必要に応じて直接企業を訪問し、企業の実情に応じた助言を行います。

（２）奨励金… 1 社あたり最大 40 万円

専門家派遣の実施を受け、リスキリングやキャリアデザインを支援する人材育成計画書の作成や、スキルの習得支援制度・活用支援制度の整備に取り組んだ中小企業等に奨励金を支給します。

項 目	想定例
スキルの習得支援	講座受講や資格取得費用及び休暇制度、資格取得者等への手当制度、講習受講時の保育サービス・介護サービスにかかる経費等
スキルの活用支援	社内副業・兼業制度、社内転職制度、社内起業制度、人材育成型在籍出向制度等

●お申込み方法

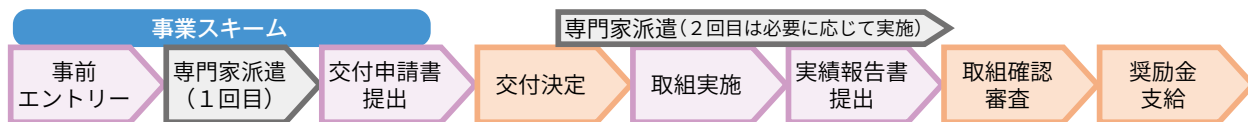
特設 WEB サイトより事前エントリーが必要です。

※詳細は特設 WEB サイトをご確認ください。

※第 1 回事前エントリー募集開始：令和 7 年 7 月 7 日（月）※各回 50 社、全 100 社募集予定

●手続きの流れ

が申請企業に行っていただく手続きです。



★本事業の詳細はホームページにてご確認ください

■ お問い合わせ リスキリング・キャリアデザイン応援奨励金事務局：03-4572-0451

□ ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/reskilling/reskilling.html>

◇ 特設サイト <https://reskilling.career-design.tokyo/>



リスキリング しごと財団



テレワークトータルサポート助成金

「テレワークの導入・定着・促進」を支援します！



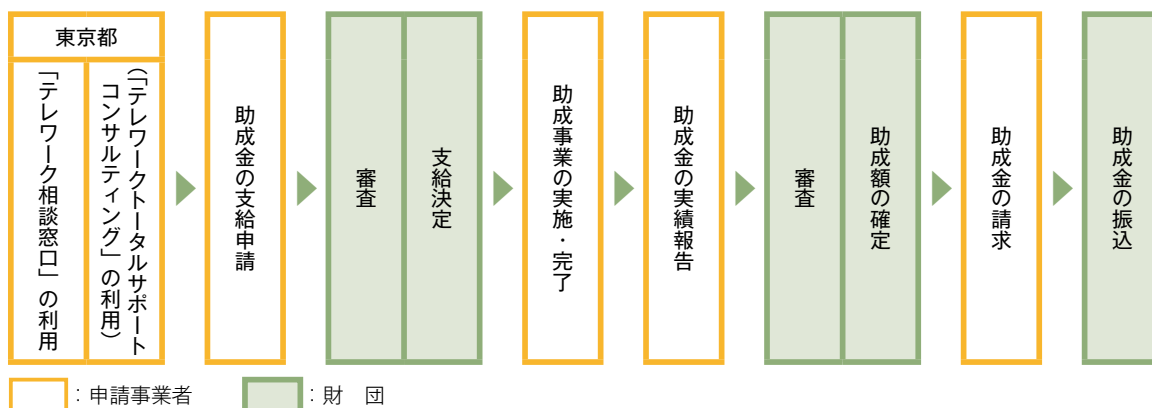
テレワークの導入から定着・促進を図るため、東京都が実施するテレワーク相談窓口やコンサルティングを利用した都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器導入経費等のテレワーク環境整備に係る経費を助成します。

また、テレワーク環境整備とあわせて改正育児・介護休業法への対応やテレワーク困難な業務従事者の熱中症対策に係る取組を行った企業等には加算して助成します。

助 成 事 業	助成対象経費	助成限度額・助成率
＜必須項目＞ テレワーク環境の整備	在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境構築に係る経費	●常時雇用する労働者の数 2～29 人 【限度額】 150 万円（助成率：2/3） ●常時雇用する労働者の数 30～999 人 【限度額】 250 万円（助成率：1/2）
＜加算項目①＞ 育児・介護コース	3 歳未満の子の育児又は介護を行う労働者について在宅勤務等を可能とするテレワークに関する規定の整備に係る経費	【定 額】 20 万円
＜加算項目②＞ 職場環境改善コース	テレワーク困難な業務従事者の熱中症対策として、体温を下げるための機能のある作業服や熱中症のリスクを回避する機能のある製品等の整備に係る経費	【最 大】 50 万円（助成率：10/10） ※業務従事者 1 人当たり 1 万円を上限

※加算項目のみの申請はできません

●テレワーク相談窓口利用から助成金振込までの流れ



※助成金の支給申請にあたっては、東京都が実施する「テレワークトータルサポート事業」へのお申し込み等が必要です。
<https://total-support.metro.tokyo.lg.jp/>

- 助成対象事業者……常時雇用する労働者が2人以上 999 人以下で、都内に本社または事務所を置く中堅・中小企業等

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ

テレワーク支援係：03-5211-5200

🏠 ホームページ

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyotelework/teletotal/total_joseikin.html



トータルサポート助成金



テレワーク定着強化奨励金

テレワークの更なる定着を
支援します！



奨励金額

20万円支給

●事業概要

テレワークの定着を図るため、テレワークを進める上での課題とその解決策について検討し、自社に最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた都内中堅・中小企業等に奨励金を支給します。

●対象企業

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等

※その他にも要件があります

●奨励金額

20万円

●奨励対象事業

※別途、事前エントリーおよびプロジェクトチームメンバーを対象としたオンライン研修の受講が必要です

以下のSTEP ①から⑤までの項目を順番どおりにすべて実施

STEP ①ポストコロナのテレワークや労働時間制度等に係るニーズや課題についての従業員調査を実施

STEP ②社内にプロジェクトチームを設置し、調査結果を基に、テレワークルールや労働時間制度、各課題の解決手法等を検討・決定

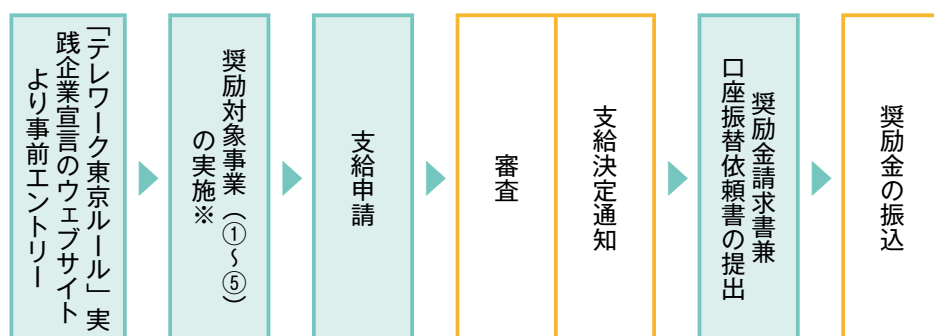
STEP ③検討したテレワークルール、労働時間制度、課題の解決手法等を試行・検証

STEP ④必要に応じて、テレワークルールや労働時間制度、課題の解決手法等を見直し

STEP ⑤新しいテレワークルールや労働時間制度、課題の解決手法等を社内外に周知

●取組実施から奨励金振込までの流れ

 : 申請事業者に行っていただく手続き



※プロジェクトチームメンバーを対象に、検討方法や解決手法についてのオンライン研修の受講が必要です

 お問い合わせ

テレワーク定着支援係：03-5211-0395

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/tele-teichakukyoka/tele-teichakukyoka.html>



テレワーク定着 奨励金



サテライトオフィス勤務導入奨励金

サテライトオフィス勤務の
導入を応援します！



奨励金額

10万円支給

●事業概要

テレワークの促進を図るため、都内中堅・中小企業等がサテライトオフィス勤務を可能とする規定を新たに整備し、従業員がサテライトオフィス勤務を実施した場合に奨励金を支給します。

●対象企業等

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等

※支給申請日時点で、就業規則や関連規定にサテライトオフィス勤務に関する規定がある場合は、申請できません

※その他にも要件があります

●奨励金額

10万円

●対象となる取組

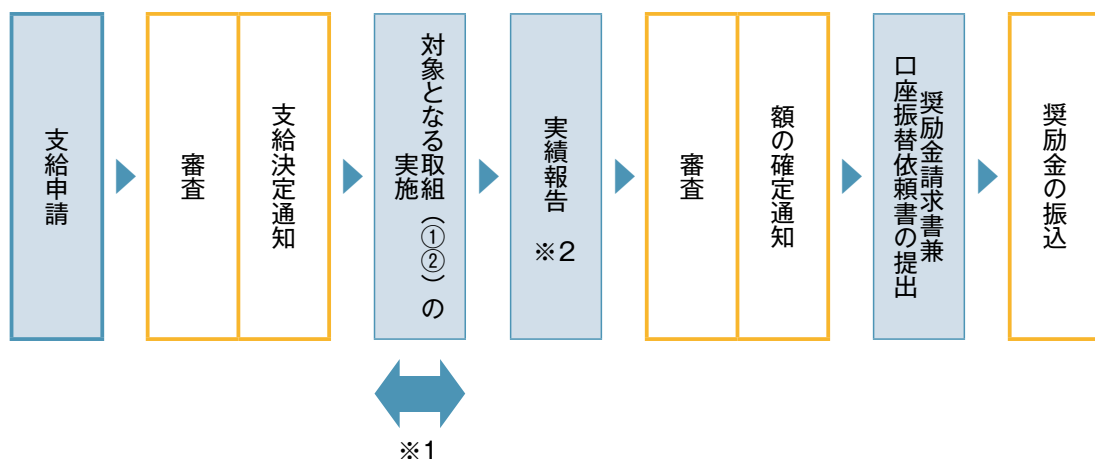
以下2つの取組をいずれも実施した場合に、奨励金を支給します。

①サテライトオフィス勤務の規定を新たに整備

②取組期間（3か月）中に対象者（1人以上）が1回以上サテライトオフィス勤務を実施

●申請から奨励金振込までの流れ

：申請事業者に行っていただく手続き



※1 支給決定から3か月以内に取組①②を実施

※2 支給決定から4か月以内に実績報告

 お問い合わせ

テレワーク定着支援係：03-5211-0395

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/satellite-kinmu/satellite-kinmu.html>



サテライト 奨励金



ワーケーション勤務導入奨励金

ワーケーション勤務の
導入を応援します！



奨励金額

10万円支給

●事業概要

テレワークの促進を図るため、都内中堅・中小企業等がワーケーション勤務を可能とする規定を新たに整備し、従業員がワーケーション勤務を実施した場合に奨励金を支給します。

●対象企業等

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等

※支給申請日時時点で、就業規則や関連規定にワーケーション勤務に関する規定がある場合は、申請できません

※その他にも要件があります

●奨励金額

10万円

●対象となる取組

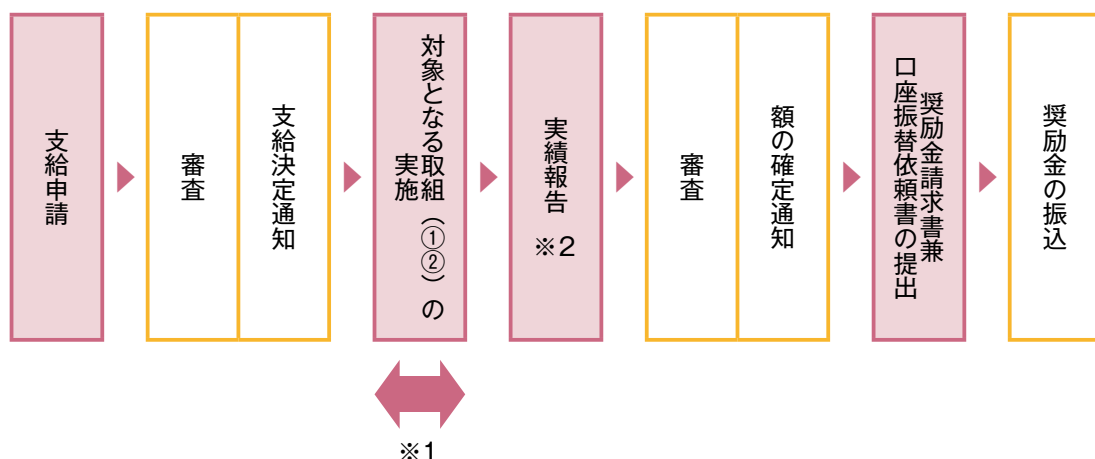
以下2つの取組をいずれも実施した場合に、奨励金を支給します。

①ワーケーション勤務の規定を新たに整備

②取組期間（3か月）中に対象者（1人以上）が1回以上ワーケーション勤務を実施

●申請から奨励金振込までの流れ

：申請事業者に行っていただく手続き



※1 支給決定から3か月以内に取組①②を実施

※2 支給決定から4か月以内に実績報告

 お問い合わせ

テレワーク定着支援係：03-5211-0395

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/workation/workation-kinmu.html>



ワーケーション 奨励金



ABW オフィス 促進 助成金

仕事内容や目的に合わせて、働く場所や時間を自由に選べる ABW オフィス整備を支援します！



●事業概要

仕事の内容や目的に合わせ、社内外を問わずに従業員自らがふさわしい場所や時間を選び、より生産性の高い仕事を可能とする「ABW」(Activity Based Working)に取り組む都内中小企業等に対し、専門家等を派遣して ABW 導入支援を行うとともに、オフィス整備に係る改修費用の一部を助成します。

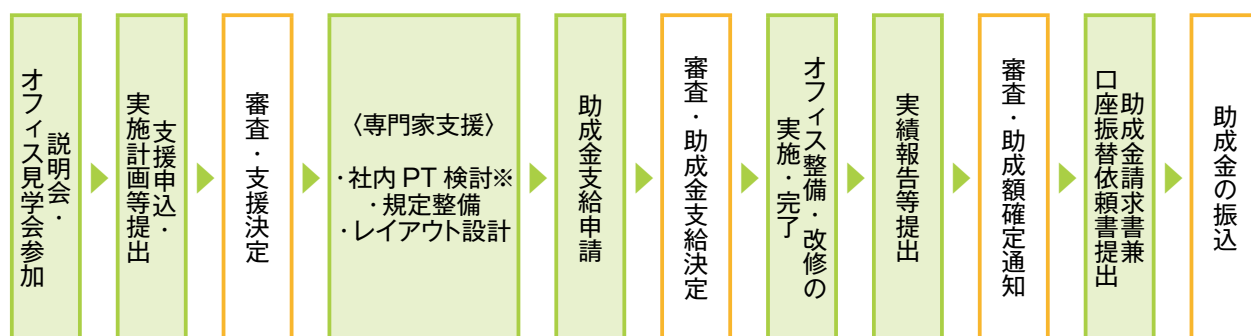
●対象企業等

新たに ABW の導入・実施を目指す都内中小企業等（常用雇用労働者数 300 人以下）

※その他、詳細な要件はホームページをご確認ください

●事業の流れ

申請事業者に行っていただく手続きです。



※支援決定した企業等は、ABW 導入・実施に向けて自主的に取り組むプロジェクト・チーム（社内 PT）を社内に設置し、専門家の支援を受け、導入に向けた課題の検討、規定整備及びオフィスのレイアウト設計・整備等を行っていただきます。

- ・オフィス整備後、社内調査及び効果測定を行なった上で、ABW 導入・実施の効果等をご報告いただきます。
- ・事業実施後、ABW を推進するモデル事例として、企業名や取組内容等を公表させていただく場合があります。
- ・募集要項に、申込要件や専門家支援に関する手続き等を記載していますので、必ずご確認の上お申し込みください。

●助成対象経費

ABW オフィス整備に係る改修費用の一部（助成限度額：2,000 万円 助成率：2/3）

※子連れ出勤を可能とする整備を行った場合、加算あり（最大 5 万円 助成率：10/10）

★本事業の詳細、募集要項、申請様式等はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ ABW オフィス促進事業運営事務局：03-4567-6652

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/abw/abw.html>

🌐 特設サイト <https://abw-sokushin.jp/>



ABW オフィス促進助成金



手取り時間創出・魅力ある職場づくり 推進奨励金

「手取り時間」の創出や従業員の
エンゲージメント向上に
積極的な企業をサポートします！



奨励金額

最大 **230** 万円支給

専門家の派遣を受けて「手取り時間」の創出や従業員のエンゲージメント向上、ライフステージの支援、賃金の引上げに取り組む都内中小企業に対して、奨励金を支給します。

※「手取り時間」とは、柔軟で多様な働き方を推進することで生み出される、働く人が限られた時間を節約して育児や介護、趣味など自由に活用できる時間のことです。

※エンゲージメントとは、働く方が、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念です。これが高まると、企業の生産性向上につながるとされています。

●対象事業者

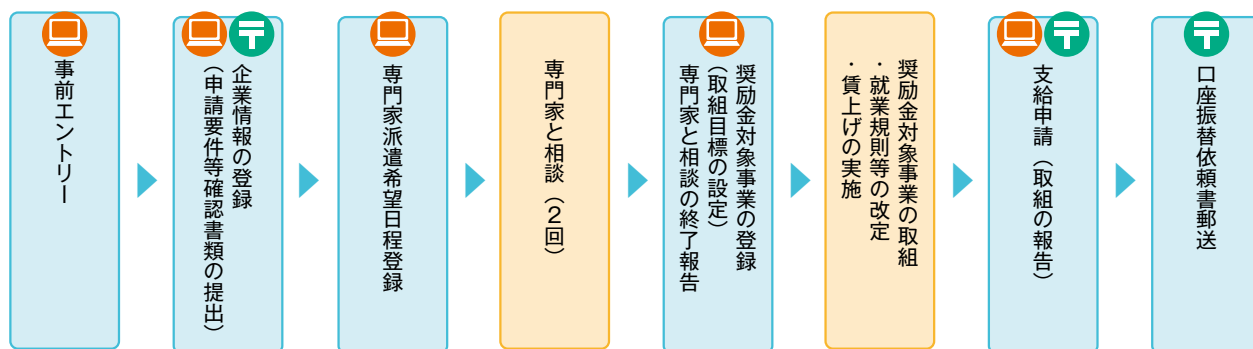
常時雇用する労働者数が 300 人以下の都内中小企業等 ※その他の要件は特設 Web サイトにてご確認ください。

●事業概要

奨励金対象事業	導入する制度・実施する取組	支給額
「手取り時間」創出の取組 (4項目)	① フレックスタイム制 ② 多様な勤務形態（選択的週休3日制・勤務間インターバル） ③ 多様な正社員制度（短時間正社員・勤務地限定・リモートキャリア・職務限定・タムタイムワーク） ④ 積立休暇制度	1項目当たり 10万円 (上限 40万円)
ライフステージを 支援する取組 (3項目)	⑤ 家庭応援特別休暇制度（セレモニー休暇・地域活動休暇・子ども長期よりそい休暇等） ⑥ 産休・育業及び介護休業を支える従業員への支援制度 ⑦ 子育て支援勤務制度（慣らし保育・小1の壁を乗り越える勤務制度）	1項目当たり 10万円 (上限 30万円)
従業員の エンゲージメント 向上に向けた取組 (7項目)	⑧ 社外副業・兼業制度 ⑨ 人材育成方針策定、職業能力評価・目標管理・キャリア面談制度 ⑩ 社内メンター制度 ⑪ 外部キャリアコンサルタント活用支援制度 ⑫ 従業員表彰制度・報奨金制度 ⑬ DE&I 推進への支援制度（育業早期復職支援・ひとり親家庭支援） ⑭ 社員のつながり支援制度	1項目当たり 10万円 (上限 40万円)
賃金引上げの取組 (1項目)	⑮ 時間当たり 60 円以上の賃上げ ※上限 10 人	1人当たり 12万円 (上限 120万円)

※ DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）とは、多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包摂性（Inclusion）の3つの要素を組み合わせた概念であり、組織において多様な人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備することを目指す取り組みのことです。

● 手続きの流れ



● 事前エントリー受付期間

エントリー回	予定社数	事前エントリー受付期間
第1回	140 社	令和7年 5 月 19 日 (月)～令和7年 5 月 23 日 (金)
第2回	140 社	令和7年 6 月 16 日 (月)～令和7年 6 月 20 日 (金)
第3回	140 社	令和7年 7 月 14 日 (月)～令和7年 7 月 18 日 (金)
第4回	140 社	令和7年 8 月 18 日 (月)～令和7年 8 月 22 日 (金)
第5回	140 社	令和7年 9 月 8 日 (月)～令和7年 9 月 12 日 (金)
第6回	140 社	令和7年10月 6 日 (月)～令和7年10月10日 (金)
第7回	140 社	令和7年11月 4 日 (火)～令和7年11月10日 (月)
第8回	140 社	令和7年12月 1 日 (月)～令和7年12月 5 日 (金)
第9回	140 社	令和8年 1 月 8 日 (木)～令和8年 1 月15日 (木)
第10回	140 社	令和8年 2 月 2 日 (月)～令和8年 2 月 6 日 (金)

※事前エントリーは各回午前9時開始、終了は午後5時です。

※事前エントリー結果は受付期間終了日から概ね7営業日以内にEメールでお知らせします。

※応募が予定社数を超えた場合は受付期間終了後に抽選を行います。また、予定社数に達しない場合は、次回のエントリー一回以降の予定社数を追加する場合があります。

📞 お問い合わせ

手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金事務局：

03-5211-0394

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/tedori/tedori.html>

🌐 特設サイト

<https://www.tokyo-engagement.jp/>



手取り時間創出



女性の活躍推進助成金

「女性の新規採用・職域拡大」を目的とした
職場環境の整備を応援します！

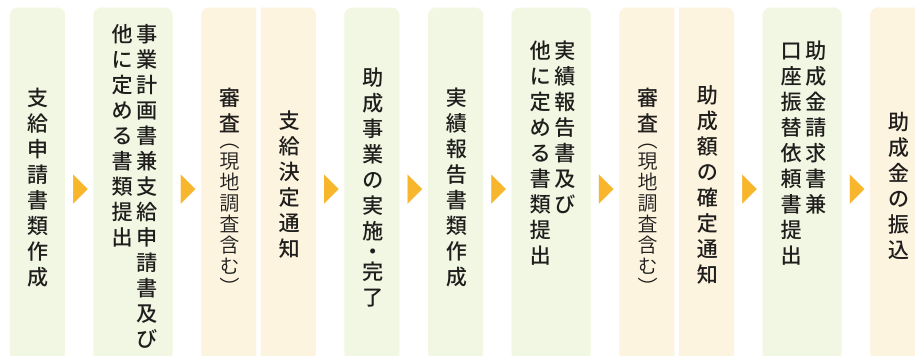


女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を新たに採用・配置する都内中小企業等に対し、職場環境の整備に係る費用を助成します。

助 成 事 業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
女性の新規採用・ 職域拡大を 目的とした設備等の整備 ※女性が少ない職種等に 新規に採用計画がある 都内中小企業等が対象	● トイレ ※一定の条件のもと、性別に関わらず使用できるトイレも助成対象 ● 更衣室 ● 休憩室 ● シャワー室 ● 洗濯機 ● 洗面所 ● 仮眠室 ● ロッカー（原則女性更衣室内に設置） ● ベビールーム （子ども連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース） ● 工事現場に設置される仮設トイレ等の整備費用 ※移動できる車載用の仮設トイレも助成対象（車体のみのリース料は助成対象外）	限度額 500 万円 （助成率 2 / 3）

支給申請から助成金振込までの流れ

：申請する事業者に行っていただく手続きです



- 助成対象事業者……常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く中小企業等 ※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ

女性雇用環境整備促進係：03-5211-2768

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jokatsu/jokatsu.html>



ジヨカツ



男女間賃金格差改善促進奨励金

男女間賃金格差の解消を後押しし、
継続的なキャリア形成を応援します！



奨励金額

最大 **100** 万円

●事業概要

都が指定するセミナーを受講し、専門家派遣を受けたうえで女性管理職の増加や非正規従業員のキャリアアップなどの取組を実施した都内中小企業等に、奨励金を支給します。

●対象企業

- ・常時雇用する労働者の数が 300 人以下の都内中小企業等 ※その他にも要件があります

●奨励金額

最大 100 万円

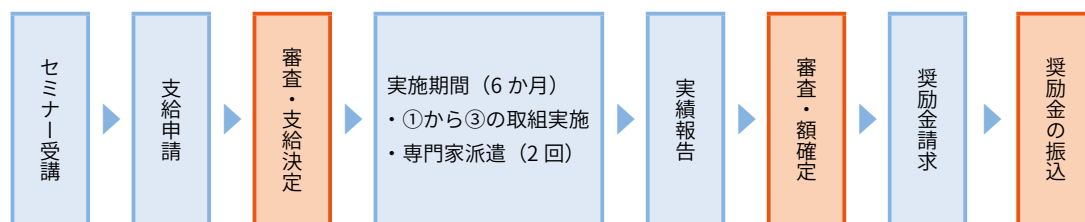
●取組内容

2 回の専門家派遣を受け、①から③の 3 つの取組をすべて実施した場合に、奨励金を支給します。

	取組内容	備考
①	(A) から (C) の取組を新たに 1 つ以上実施 ※ (D) は加算要件 (A) 女性管理職の増加 (B) 役職手当の支給対象の女性従業員の増加 (C) 短時間労働者などの非正規従業員でも登用が可能な役職（管理職含む）の新設 (D) 短時間労働者などの非正規従業員の退職金制度の導入	(A) から (C) : 各 30 万円 ※ (D) は加算要件 (10 万円)
②	実施した取組を行動計画に記載し、男女の賃金差異とともに「女性の活躍推進企業データベース」で公表	行動計画は東京労働局へ届出
③	全従業員を対象に自社の取組について啓発する内容の研修を実施	非正規従業員を含む全従業員対象

●事業の流れ

 : 申請事業者に行っていただく手続きです



 お問い合わせ

女性雇用環境整備促進係：03-5211-2768



 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/kakusakaizen/kakusakaizen.html>



 特設サイト

<https://joseikatsuyaku-sokushin.tokyo/>



男女間賃金格差 奨励金



「年収の壁突破」 総合対策促進奨励金

「年収の壁」の問題解決に
取り組む事業主を応援します！



奨励金額

最大 **50** 万円支給

●事業概要

配偶者手当の見直しや社会保険に加入した非正規雇用者向けの手当等の新設で「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取り組む企業に奨励金を支給します。

	配偶者手当見直しコース	奨励金額
奨励対象	都内中小企業事業主	1事業主 30万円 (1回のみ)
要件	・都内で事業を営んでいる事業者であること ・都内で勤務する労働者を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用していること ・就業規則を労働基準監督署に届け出ていること ・就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定があること ・事前エントリー日から過去5年以内に「配偶者の収入要件がある家族手当」の支給実績があること その他にも要件あり	
取組	(1) 「年収の壁」の原因の一つともなっている「配偶者の収入要件がある扶養手当」について、取組期間（3か月）のうちに、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと ①配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する ②配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える ③配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる (2) (1)について労使協定を締結すること (3) (1)について就業規則を改正し労働基準監督署に届け出ること (4) 社内周知及び社内研修の実施 ※上記を実施する際に、企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する専門家による個別相談窓口を合計2回（各回1時間程度）利用すること	
	社会保険加入促進コース	奨励金額
奨励対象	都内中小企業事業主	1事業主 30万円 (1回のみ)
要件	・都内で事業を営んでいる事業者であること ・都内で勤務する労働者を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用していること ・就業規則を労働基準監督署に届け出ていること ・就業規則に「新たに社会保険の対象とする非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」がないこと ・新たに社会保険の加入対象となる可能性のあるパートなどの非正規雇用者がいること その他にも要件あり	
取組	(1) 取組期間（3か月）のうちに、非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当を新設すること。なお、本手当の対象となる非正規雇用者には同様の既存手当がないこと (2) 社会保険未加入の非正規雇用者1名以上が新たに社会保険に加入し、上記（1）の手当の受給対象となる計画を作成すること (3) (1)について、労使協定を締結すること (4) (1)について、就業規則を改正し労働基準監督署に届け出ること (5) 社内周知及び社内研修の実施 ※上記を実施する際に、企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する専門家による個別相談窓口を合計2回（各回1時間程度）利用すること	

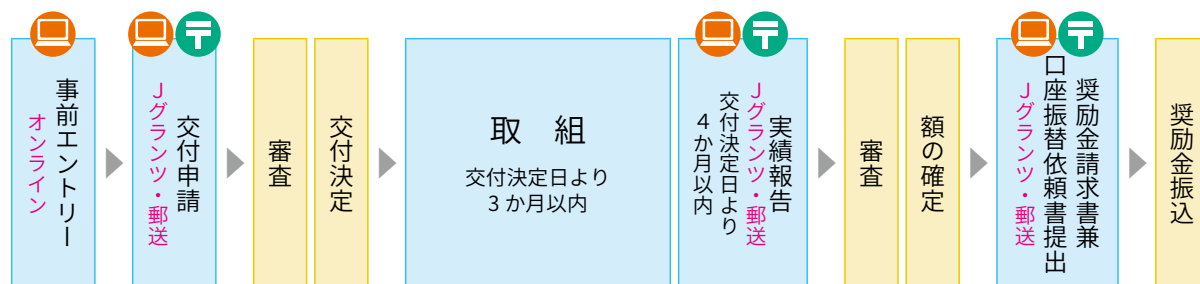
※上記2つのコースを実施した場合の奨励金額は **50万円** となります
 ※中小企業事業主の定義は、国の雇用関係助成金支給要領の第1共通要領の定めるところによります
 ※申し込み以前に、既に見直しを行った企業は対象外です
 ※途中からのコース追加の申し込みは出来ません
 ※両コースへの取組を希望する場合は両コースにエントリーをお願いします
 ※両コースにエントリーされた場合でも、専門家による個別相談窓口の利用は合計2回までとなります
 ※その他の要件は奨励金特設 WEB サイトをご確認ください



「年収の壁突破」サポーター トッパーくん

● 手続きの流れ

□ : 申請する事業者に行っていただく手続きです



取組

- 【1】 就業規則改正案の検討・相談
- 【2】 労使協定の締結
- 【3】 就業規則の改正
- 【4】 労働基準監督署への届出
- 【5】 社内周知・社内研修の実施

無料 取組期間内に【1】～【5】の取組を行い、個別相談を必ず2回利用

個別相談の利用



※手続きの流れは2コースとも共通です

※事前エントリー後、抽選を行います

※個別相談はオンライン（zoom）で実施します

※両方のコースに取り組む場合、個別相談窓口は2回（2コースまとめて）利用してください

※その他詳細は奨励金特設 WEB サイトをご確認ください

● 事前エントリー受付期間

令和7年度は事前エントリー受付を10回行います。

詳細は奨励金特設 WEB サイトをご確認いただき、お申込みください。

※各回の事前エントリー受付期間終了後に抽選を行います

※令和7年度募集要項には、事業者要件や事前エントリー結果通知後の手続きなど必要な情報を掲載しています

エントリー回	事前エントリー受付期間	予定社数
第1回	令和7年5月15日（木）午後2時～令和7年5月30日（金）午後5時	130社
第2回	令和7年6月2日（月）午前9時～令和7年6月30日（月）午後5時	130社
第3回	令和7年7月1日（火）午前9時～令和7年7月31日（木）午後5時	130社
第4回	令和7年8月1日（金）午前9時～令和7年8月29日（金）午後5時	130社
第5回	令和7年9月1日（月）午前9時～令和7年9月30日（火）午後5時	130社
第6回	令和7年10月1日（水）午前9時～令和7年10月31日（金）午後5時	130社
第7回	令和7年11月4日（火）午前9時～令和7年11月28日（金）午後5時	130社
第8回	令和7年12月1日（月）午前9時～令和7年12月26日（金）午後5時	130社
第9回	令和8年1月5日（月）午前9時～令和8年1月30日（金）午後5時	130社
第10回	令和8年2月2日（月）午前9時～令和8年2月27日（金）午後5時	130社

★ 本事業の詳細、募集要項、申請様式などは奨励金特設 WEB サイトにてご確認ください

📞 お問い合わせ

「年収の壁突破」総合対策奨励金担当：03-5211-2315

 女性活躍の輪
Women in Action

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/nenshunokabetoppa/nenshunokabe-toppa.html>

🌐 特設サイト

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>



年収の壁突破 奨励金 🔍

働くパパママ育業応援奨励金

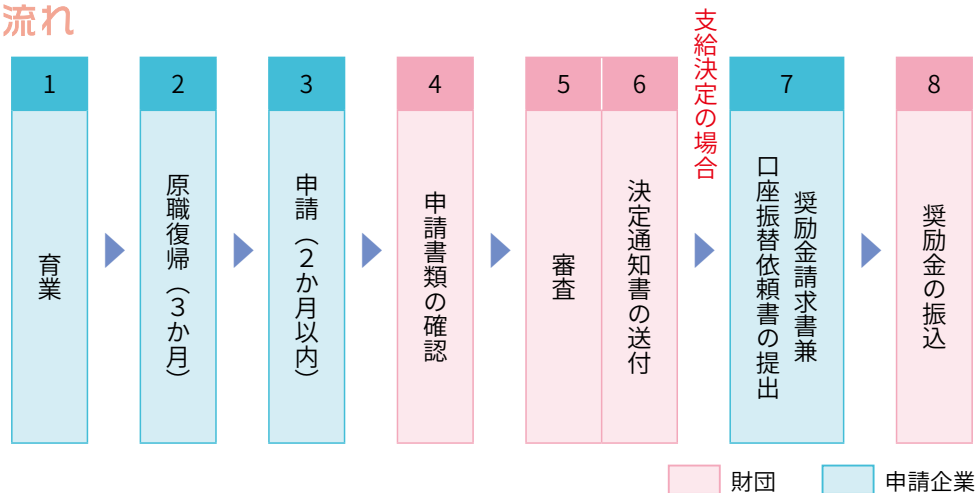
育業しやすい
職場環境づくりを応援します！



働くパパコース NEXT 最大 **410** 万円支給
 もっとパパコース 最大 **170** 万円支給
 働くママコース NEXT 最大 **165** 万円支給
 パパと協力！ママコース定額 **100** 万円支給

男性従業員の育業や女性従業員の就業継続を推進する都内企業等に奨励金を支給します。

●申請の流れ



●事業実施期間……令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし予算の全額が執行されると終了になります

●申請期間……対象となる育業から原職に復帰し、3か月経過する日の翌日から2か月以内

※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育業のうち最も復帰日の遅い育業が“対象となる育業”となります
 ※本事業の詳細・募集要項・申請様式・申請受付期限日一覧などはホームページにてご確認ください



●事業概要

パパ育児

コース名	奨励対象となる取組	奨励金額
働くパパコース NEXT 常時雇用する従業員 300 人以下	○合計 15 日以上の育児 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備について、 いずれかを実施したこと※ 1 （育児を支える同僚を支援する取組等による加算） 1 管理職の育児と社内周知 2 育児メンター制度の整備とパパ向け育児マニュアルの作成 3 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育児応援プランシートの作成 4 同僚への応援手当支給と育児応援プランシートの作成	25 万円～ 330 万円 加算となる取組により 最大 420 万円
もっとパパコース 企業規模不問	○複数の男性従業員がそれぞれ合計 30 日以上育児 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備について、 令和 7 年 4 月 1 日以降に複数実施したこと※ 1	合計 30 日以上育児 2 人で 80 万円 育児人数により 最大 170 万円

※ 1 「育児・介護休業法に基づく環境整備」

ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施

イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口の設置）

ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

ママ育児

コース名	奨励対象となる取組	奨励金額
働くママコース NEXT 常時雇用する従業員 300 人以下	○合計 1 年以上の育児 ○面談、情報提供の実施 ○育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について 令和 7 年 4 月 1 日以降、就業規則に整備したこと※ 2 （育児を支える同僚を支援する取組による加算） 1 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育児応援プランシートの作成 2 同僚への応援手当支給と育児応援プランシートの作成	125 万円 加算となる取組により 最大 175 万円
パパと協力！ママコース 常時雇用する従業員 300 人以下	○ママ：合計 6 か月以上 1 年未満の育児 ○パパ：合計 30 日以上育児（予定でも可） ○育児促進等に関する取組計画の作成	100 万円

※ 2 「育児・介護休業法に定める制度を上回る取組」

ア 育児休業期間の延長 イ 育児休業延長期間の延長 ウ 有給の子の看護等休暇の導入

エ 子の看護等休暇の取得日数の上乗せ オ 時間単位の子の看護等休暇（中抜けあり）の導入

カ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長



📞 お問い合わせ

育児支援担当係：03-5211-2399

 女性活躍の輪
Women in Action

🏠 ホームページ

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama_shoreikin.html

財団 パパママ



介護休業取得応援奨励金

介護休業を取得しやすい
職場環境づくりを応援します！

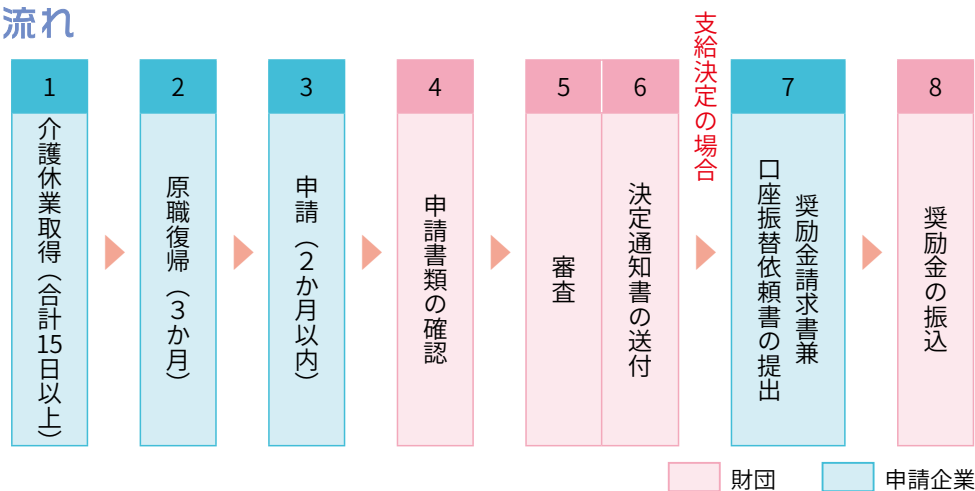


奨励金額
最大 **105** 万円支給

従業員が合計 15 日以上介護休業を取得し、就業継続を可能とする職場環境を整備した中小企業等に奨励金を支給します。

対象となる企業等	奨励対象となる取組	奨励金額
常時雇用する従業員 300 人以下 (従業員要件) 都内勤務の従業員(雇用保険被保険者) が合計 15 日以上介護休業(有給の介護休暇含む)を取得した後、原職に復帰し 3 か月以上継続雇用されていること	育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について令和 7 年 4 月 1 日以降、就業規則にいずれかを整備したこと ア 介護休業期間の延長 イ 介護休業取得回数の上乗せ ウ 介護休暇の取得日数の上乗せ エ 中抜けありの時間単位の介護休暇導入 (介護休業を支える同僚を支援する取組による加算) 1 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と介護休業応援プランシートの作成 2 同僚への応援手当支給と介護休業応援プランシートの作成	介護休業 合計 15 日取得 27.5 万円 合計 31 日以上 取得 55 万円 加算となる 取組により 最大 105 万円

●申請の流れ



●事業実施期間……令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ただし、予算の全額が執行されると終了になります

●申請期間……対象となる介護休業から原職に復帰し、3 か月経過する日の翌日から 2 か月以内

※本事業の詳細・募集要項・申請様式・申請受付期限一覧などは、ホームページにてご確認ください



📞 お問い合わせ

育児支援担当係：03-5211-2399

🌐 ホームページ

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/kaigokyugyo/kaigo_shoreikin.html



女性活躍の輪
Women in Action



財団 介護応援



カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金

カスタマーハラスメントの防止対策に
取り組む事業者を応援します！



奨励金額

40万円

●事業概要

「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」で規定する事業者の措置等を速やかに都内中小企業等へ浸透させるため、カスタマーハラスメント対策に関するマニュアルの整備に加え、カスタマーハラスメントを防止するための実践的な取組を行った企業等に奨励金を支給します。

対象となる取組	奨励金額
◆カスタマーハラスメント対策に関するマニュアルの整備 ◆カスタマーハラスメントを防止するための実践的な取組（いずれかひとつ）を実施 取組① 録音・録画環境の整備 取組② AIを活用したシステム等の導入 取組③ 外部人材の活用	40万円

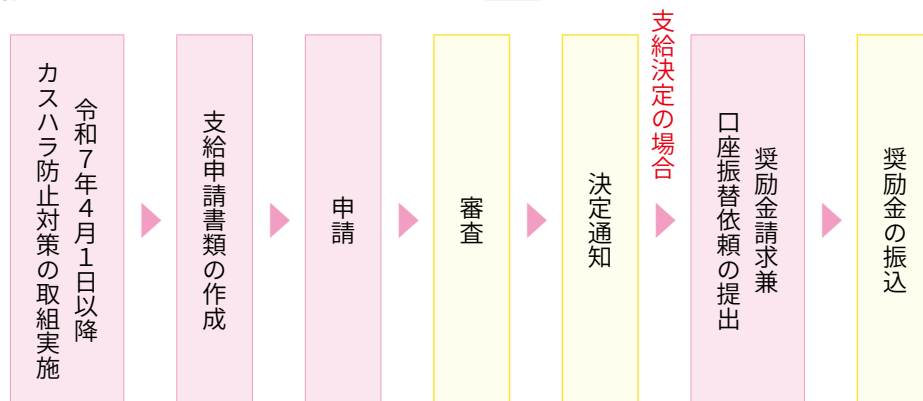
※詳しくは募集要項をご確認ください

●対象事業者

常時雇用する従業員が300人以下の都内中小企業等 ※その他にも要件があります

●申請の流れ

：申請事業者に行っていただく手続きです



※本事業の申請受付期間、募集要項等、詳細は特設サイトにてご確認ください

📞 お問い合わせ

カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金事務局：
03-4446-4621

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/nocushara/shoreikin.html>

🌐 特設サイト

<https://www.tokyo-cusharaboushi.jp/>



カスハラ対策 奨励金



TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO)

TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO 墨田) は、テレワークによる柔軟な働き方を推進していくために東京都が開設し、東京しごと財団が運営するサテライトオフィスです。コワーキングスペース、個室ブース、貸会議室、スタジオ、工房があります。



施設情報

住 所：〒130-0004 東京都墨田区本所3丁目15番5号
営業時間：月～土 9:00～20:00 (日曜日・祝日・年末年始を除く)
利用料金：165円～/30分 (税込) 1,485円 / 1Dayプラン (税込)
会議室・スタジオ等の料金詳細はホームページで！

アクセス

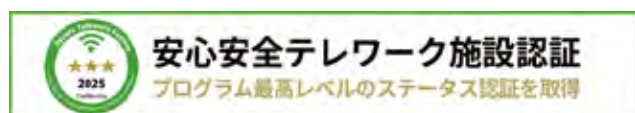
最寄り駅：「本所吾妻橋駅」より徒歩9分
「蔵前駅」より徒歩12分
「浅草駅」「錦糸町駅」よりバスで14分 (石原三丁目下車)



お問い合わせ TOKYOシェアオフィス墨田運営事務局 03-5610-7039
メールアドレス: info@tso-tokyo.jp

ホームページ <https://tso-tokyo.jp/>

TSO墨田 で検索



都内初！
安心安全テレワーク施設認証プログラム
最高レベルのステータス認証を取得済

ソーシャルファーム支援センター

ソーシャルファーム支援センターで行う主な支援内容

相談・情報提供



ソーシャルファームの創設を検討している方に向け、創設に関する相談対応を行うほか、都の認証基準・支援策、他企業の事例紹介などの情報提供を行っています。

※ご来所が難しい方には、オンライン上(Zoom)での相談も承っています。

コンサルティング



認証または予備認証を受けたソーシャルファームが抱える経営や雇用に関する課題に対し、経営・労務管理・就労支援の専門家等で構成されたサポートチームによる支援のほか、社会保険労務士等の専門家によるコンサルティングを実施します。

マッチング会



認証または予備認証を受けたソーシャルファームに対して、就労に困難を抱える方の雇用や定着に向け、支援機関等とのマッチングの場を提供します。

内容例

- ・各支援機関からの事業紹介
- ・支援機関との情報交換会 等

●ソーシャルファーム支援事業補助金

東京都の認証または予備認証を受けたソーシャルファームに対し、その創設及び運営にかかる費用の一部を補助します。

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

※東京都は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定（令和元年 12 月）



📞 お問い合わせ ソーシャルファーム支援センター：03-5211-1600

🌐 ホームページ <https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/>

ソーシャルファーム



プラチナ・キャリアセンター

プラチナ・キャリアセンターについて

経験豊富なキャリアを持つ 50 歳以上の人材が副業・兼業（業務委託）により、さらに活躍する機会を確保するための支援拠点です。

企業のご担当者様には、セミナーへの参加や個別相談を通じて、人材の活用方法や人材不足を解消するためのノウハウを学んでいただけます。さらに、企業と人材との交流イベントに参加していただくことで、思いがけないキャリアを持つ人材と出会う機会を提供しています。



**経験豊富な 50 歳以上の
副業・兼業人材が多数利用登録中！**



📞 お問い合わせ プラチナ・キャリアセンター：03-6426-5588

🌐 ホームページ <https://pcc-tokyo.org/>



プラチナ・キャリアセンター



利用目的別一覧

	目的	支援メニュー	支援対象 ※要件あり	掲載 ページ
人材確保・育成	相談・セミナー	・人材確保相談 ・コンサルティング ・セミナー（人材確保・多様な人材活用等） ・人材戦略構築支援（経営者向けセミナー・コンサルティング）	人材確保相談は都内企業等 ※人材確保相談以外は都内 中小企業等	2
	専門・中核人材の活用	・人材戦略マネージャーによる企業訪問 ・啓発セミナー・交流会等 ・人材紹介手数料等助成	都内中小企業等	5
	業界・業種別支援	中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	建設・IT・ものづくり分野 の都内中小企業等	6
	福利厚生の充実	ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着 事業助成金	都内中小企業等	7
	従業員の能力開発・向上と キャリア形成	・事業内スキルアップ助成金 ・事業外スキルアップ助成金 ・DX リスキリング助成金 ・育業中スキルアップ助成金	都内企業等	8
		リスキリング・キャリアデザイン応援事業	都内中小企業等	9
職場環境整備	テレワークの推進	テレワークトータルサポート助成金	都内中堅・中小企業等	10
		テレワーク定着強化奨励金		11
		サテライトオフィス勤務導入奨励金		12
		ワーケーション勤務導入奨励金		13
	ABW オフィスの導入	ABW オフィス促進助成金	都内中小企業等	14
	「手取り時間」の創出・ エンゲージメントの向上	手取り時間創出・魅力ある職場づくり 推進奨励金	都内中小企業等	15
	女性活躍	女性の活躍推進助成金	都内中小企業等	17
		男女間賃金格差改善促進奨励金		18
		「年収の壁突破」総合対策促進奨励金	都内中小企業事業主	19
	育児・介護との両立支援	働くパパママ育業応援奨励金	都内企業等	21
		介護休業取得応援奨励金	都内中小企業等	23
	カスタマーハラスメントの 防止対策	カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金	都内中小企業等	24
企業支援部各拠点	サテライトオフィスの利用	TOKYO シェアオフィス墨田	会員登録・予約制	25
	ソーシャルファームの創設 に関する相談・説明会等	ソーシャルファーム支援センター	認証を目指す／認証された 事業者	26
	社内の副業・兼業支援体制 づくりのサポート ※ 50 歳以上	プラチナ・キャリアセンター	HP をご覧ください	26

「東京しごと財団」 企業向け支援事業のご紹介

東京しごとセンター

東京しごとセンター



所在地 〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号

アクセス 〈水道橋駅から〉
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
〈飯田橋駅から〉
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営地下鉄大江戸線／東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
〈九段下駅から〉
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄新宿線「3a・3b番出口」「5番出口」より徒歩10分



業務時間 平日 9:00～17:00
※土日・祝日・年末年始は休業

しごとセンター課

求人の受付・企業情報の公開、採用イベントへの参加、職場体験の受け入れに関すること

TEL

☎ 03-5211-2804



障害者就業支援課

障害者雇用に関する相談窓口・セミナー、職場体験実習のマッチング支援、職場定着支援に関すること。

TEL

☎ 03-5211-2681



シルバー人材センター課 (東京都シルバー人材センター連合)

シルバー人材センターへの仕事の発注に係る相談に関すること

TEL

☎ 03-5211-2372



東京しごとセンター

多摩

しごたま 事業所の皆様



所在地 〒190-0023
東京都立川市柴崎町3丁目9番2号
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階

アクセス JR「立川駅」南口より徒歩4分、
多摩都市モノレール「立川南」駅より徒歩1分
ペDESTリアンデッキ直通（施設3階）

業務時間 平日 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始は休業



採用イベント・求職者との交流会への参加、職場定着支援、企業内実習の案内に関すること

TEL 法人営業事務局 ☎ 042-521-6763



しごたまちゃん

令和7年度 助成金・奨励金一覧

人材の確保・育成

職場環境整備

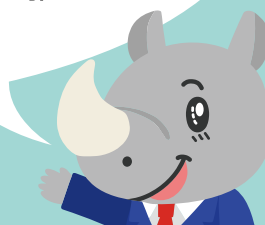
名称	内容	助成金額（助成率）等	掲載ページ
DX・GX 時代を担う専門・中核人材戦略センター事業	人材戦略マネージャーによる企業訪問及び連携人材サービス事業者と連携したマッチング支援を利用した企業が、専門・中核人材の確保に至った場合に要した費用の一部を助成。	フルタイム（正規雇用等） 助成率 1/2：限度額 100 万円 副業・兼業 助成率 2/3：限度額 50 万円	5
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	奨学金の貸与を受けている大学生等を技術者（正社員）として採用し、1 年以上継続勤務した場合に企業と東京都がそれぞれ出えん金を負担し、奨学金返還費用の一部を（公財）東京しごと財団が代理返還にて助成。	企業負担金額① 5 万円×3 年間、 ② 12 万円×3 年間、③ 25 万円×3 年間	6
ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金	従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生充実による社員満足度の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業等を対象に、専門家派遣と助成金を支給。	助成率 1/2：最大 300 万円 / 年	7
中小企業人材スキルアップ支援事業	中小企業が従業員に対して実施する研修に係る経費を内容・実施方法に応じ 3 つの助成金により助成。	複数コースあり。 該当ページにて詳細をご確認ください。	8
育業中スキルアップ支援事業	育業中にスキルアップを希望する従業員に研修受講料等を支援する企業に対し、助成金支給。	助成率 1/2：上限額 100 万円 / 社・年度 助成率 2/3：上限額 100 万円 / 社・年度	8
リスクリリング・キャリアデザイン応援事業	従業員のリスクリリングやキャリアデザインを支援するための知識・スキルの習得、活用支援制度の整備に取り組んだ中小企業等に奨励金を支給。	最大 40 万円	9
テレワークトータルサポート助成金	テレワークの導入・促進・定着を図るため、東京都が実施するテレワーク相談窓口等を利用した都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器及びツール導入経費等のテレワーク環境整備に係る経費を助成。あわせて、改正育児・介護休業法への対応などの取組を行った企業等に加算して助成。	該当ページにて詳細をご確認ください。	10
テレワーク定着強化奨励金	テレワークを進める上での課題とその解決策について検討し、自社に最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた都内中堅・中小企業等に奨励金を支給。	20 万円	11
サテライトオフィス勤務導入奨励金	テレワークの促進を図るため、都内中堅・中小企業等がサテライトオフィス勤務を可能とする規定を新たに整備し、従業員がサテライトオフィス勤務を実施した場合に奨励金を支給。	10 万円	12
ワーケーション勤務導入奨励金	テレワークの促進を図るため、都内中堅・中小企業等がワーケーション勤務を可能とする規定を新たに整備し、従業員がワーケーション勤務を実施した場合に奨励金を支給。	10 万円	13

名称	内容	助成金額（助成率）等	掲載ページ
ABW オフィス促進助成金	仕事の内容や目的に合わせ、社内外を問わずに従業員自らがふさわしい場所や時間を選び、より生産性の高い仕事を可能とする ABW (Activity Based Working) に取り組む都内中小企業等に対し、専門家等を派遣して ABW 導入支援を行うとともに、オフィス整備に係る改修費用の一部を助成。	助成率 2/3：限度額 2,000 万円 ※子連れ出勤を可能とする整備を行った場合、加算あり (助成率 10/10: 最大 5 万円)	14
手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金	従業員の「手取り時間」の創出に向けた取組やライフステージの支援・エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を支援するため、専門家の派遣と奨励金の支給を行う。	最大 230 万円	15-16
女性の活躍推進助成金	女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を採用・配置する都内の中小企業等に対し、職場環境整備に係る費用を助成。	助成率 2/3：限度額 500 万円	17
男女間賃金格差改善促進奨励金	都が指定するセミナーを受講し、専門家派遣を受けたうえで女性管理職の増加や非正規従業員のキャリアアップなどの取組を実施した都内中小企業等に対し、奨励金を支給。	最大 100 万円	18
「年収の壁突破」総合対策促進奨励金	配偶者手当の見直しや社会保険に加入した非正規雇用者向けの手当等の新設で「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取り組む企業に奨励金を支給。	複数コースあり。 該当ページにて詳細をご確認ください。	19-20
働くパパママ育業応援奨励金	男性従業員の育業や女性従業員の就業継続を推進する都内企業等に対し、奨励金を支給。	働くパパコース NEXT：最大 420 万円 もっとパパコース：最大 170 万円 働くママコース NEXT：最大 175 万円 パパと協力！ママコース：定額 100 万円	21-22
介護休業取得応援奨励金	従業員が介護休業を取得しやすい環境づくりを実施した企業に対し、奨励金を支給。	最大 105 万円	23
カスタマーハラスメント防止対策推進事業企業向け奨励金	東京都カスタマー・ハラスメント防止条例で規定する事業者の措置等を速やかに都内中小企業等へ浸透させるため、実践的なカスタマーハラスメント防止対策を行った企業等に対し、奨励金を支給。	40 万円	24

企業向けメールマガジン配信中！
「企業を応援！コヨカン通信」
是非、登録してくだサイ！



[https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/
mail-magazine/mail-magazine.html](https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/mail-magazine/mail-magazine.html)



公益財団法人

東京しごと財団

Tokyo Foundation for Employment Services

企業支援部

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/>

企業支援部



所在地

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル10階・11階



アクセス

最寄り駅：飯田橋駅

- JR中央総武線＝東口より徒歩3分
- 大江戸線・有楽町線・南北線＝A2出口より徒歩2分
- 東西線＝A5出口より徒歩1分

業務時間

平日 9:00～17:00（ご来所の際は事前にご連絡ください）
※12:00～13:00は除く ※土日・祝日・年末年始は休業

TEL

☎ 03-5211-2395



公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細はTOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取り扱いの詳細はホームページ (<https://www.shigotozaidan.or.jp/>) または、窓口でご確認ください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和7年7月発行